

平成 19 年 10 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 会 平成19年10月18日 午後3時
閉 会 平成19年10月18日 午後3時47分

2 出席委員

藤 田 委 員 長 冷 泉 委 員 岩 田 委 員

大 橋 委 員 田 原 教 育 長

3 欠席委員

畑 委 員

4 出席事務局職員

勝 間	教育次長	森 永	管理部長
宮 野	指導部長	鈴 江	教育企画監
橋 本	総務企画課長	桐 村	学校教育課長
北 澤	高校教育課長	徳 田	高校改革室長
太 田	企画情報室長	阿 部	主 幹
廣 田	主 任	林	主 任

5 議事の概要

(1) 開会

委員長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 9月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア まなび教育推進プラン(中間案)及び府立学校キャリア教育推進プラン(中間案)について

【報告】

教育企画監から、まなび教育推進プラン(中間案)については、検討会議において現状と課題を検討し、特に学級規模や学習集団の規模の在り方や画一的な基準での学級編制に伴う問題点などについて議論を深めていただき、学級規模や学習集団については、今日的諸条件の下においては40人を基準とする規模では困難があり、30人程度をベースとした規模とすることが望まれるとの意見をいただいたこと。画一的な基準での学級編制については、今後は学校や学年の課題に応じた弾力的な学級編制ができる制度に改めていくことが望まれるとの意見をいただいたこと。中間案では、検討会議の意見を踏まえて施策の基本方向を定め、平成20年度の重点施策として、京都式少人数教育の特徴を受け継ぎながら更なる改善を図るため、過度に小規模な学級が生じないように配慮した上で市町村教育委員会の裁量で一層弾力的に行える制度とし、30人程度である程度の幅をもった学級編制が可能となるような教職員の確保を計画的に行うことを示したこと。また、学びアドバイザー、京のまなび教室、親のための応援塾の取り組みについても、保護者や地域の大きな期待を担っていることから効果的な事業の実施に努めていきたい旨の報告があった。

府立学校キャリア教育推進プラン(中間案)については、高校生段階で将来を見通した勤労観・職業観をはぐくむ教育内容の充実に向けての検討を行ったものであること。現状として、府立学校における進路学習の取り組み、高校卒業後の就業・離職状況の説明があり、地域の担い手の育成、求められる能力や専門知識の高度化に対応する教育内容と施設設備の充実が課題として考えられること。これらの課題と検討会議での意見を踏まえ、施策の基本方向を定め、進路希望に応じたインターシップ等の体験活動や、経済教育に精通する企業関係者による教員研修や生徒への進路相談を全府立高校で実施するなど、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進すること。職業学科を設置する高校が産業界や北部産業活性化拠点・京丹後と連携し、地域の担い手を協同で育成する研究を行うこと。インターネットを活用した職業学科の取り組みの推進を図ることなどを重点施策として策定していきたい旨の報告があった。

【意見等】

委員から、まなび教育推進プラン(中間案)については、今まで議論をしてきた現場の状況や声を反映するという基本姿勢を踏まえた内容であり、京都式少人数教

育を発展させる良い案であるとの意見が出された。また、キャリア教育推進プラン（中間案）について、高校卒業後に進学する子どもたちについても勤労観・職業観をはぐくむことは大切である旨の意見があり、教育企画監から、進学者も近い将来就職するのであり同様に準備し、指導をしていきたい旨の説明があった。

（４）議決事項

ア 第38号議案 京都市・乙訓地域公立高等学校入学者選抜の改善事項について

【議案提案】

教育長から、京都市・乙訓地域公立高等学校入学者選別に関する基本的な方針を定めるため提出するとの議案提案の後、指導部長から、府立高校改革推進計画に基づき、生徒が自分の能力・適正・関心・進路希望などに応じて、これまで以上に主体的に希望する高校を選択できる制度へと改善するため、保護者・学校関係者からなる懇談会のまとめを受け、7月に改善の基本的な考え方を公表し、府民への説明会、意見募集等を実施したこと。その後、提出いただいた意見を踏まえて、京都市教育委員会をはじめ関係市町村教育委員会、学校関係者とも十分に協議を行い、具体的な改善内容の基本方針を取りまとめたものである旨の説明の後、通学圏、選抜方法の改善事項及び実施時期について説明があった。

【意見等】

委員から、この改善によって学びたい高校を選択する自由度が拡大するが、それに伴う問題点も必然的に生じるため、その点に十分に留意しながら良い制度となるよう考えていくこととの意見があった。また、通学圏と選抜方法の見直しにより、従来は入学できなかった高校に入学が可能となるが、京都市の北部地域などから実際に通学することが可能であるかとの質問があり、高校改革室長から、選択できる範囲を拡大したが、実際に通学されるかはどうかは希望によることとなる旨の説明があった。

[原案どおり可決。]

イ 第39号議案 平成19年度京都府教育功労者表彰の被表彰者の決定について

【非公開】

[原案どおり可決。]

ウ 第40号議案 平成19年度京都府教育委員会附属機関の委員等表彰の被表彰者の決定について【非公開】

[原案どおり可決。]

エ 第41号議案 府立学校事務職員の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決。]

(5) そ の 他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第 1 項第 1 号)

議決事項イ、ウ及びエについて、全出席委員異議なく、公開しないこととする
ことに議決。

(6) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

藤 田 委 員 長

冷 泉 委 員

岩 田 委 員

大 橋 委 員

畑 委 員

(欠 席)

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員